



# 長野県報

10月18日(木)  
平成30年  
(2018年)  
第3018号

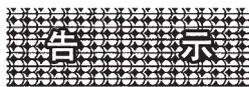
## 目次

### 告示

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療推進課).....	1
生活保護法に基づく介護機関の指定(地域福祉課).....	1
生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の名称、主たる事務所の所在地、事業所の名称又は所在地の変更の届出(地域福祉課).....	2
生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の業務の廃止の届出(地域福祉課).....	3
保安林予定森林にする旨の通知(4件)(森林づくり推進課).....	3
公共測量の実施(2件)(建設政策課).....	4
過疎地域自立促進特別措置法に基づく市町村道の改築工事(道路管理課).....	4
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課).....	4
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	5

### 公告

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出及び届出書等の縦覧(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室).....	5
県営緊急耐震工事計画の策定及び縦覧(3件)(農地整備課).....	5
特定調達契約に係る一般競争入札(生活排水課).....	6
開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課).....	8
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定(水道事業課).....	8
特定調達契約に係る一般競争入札(会計課).....	8
特定調達契約に係る落札者の決定(警備第二課).....	9



#### 長野県告示第554号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成30年10月18日

長野県知事 阿部 守一

名 称	所 在 地	認定の有効期限
町立辰野病院	上伊那郡辰野町大字辰野 1445-5	平成33年9月30日

医療推進課

#### 長野県告示第555号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により、介護機関を次のとおり指定しました。

平成30年10月18日

長野県知事 阿部 守一

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具 貸与 特定介護予防福祉 用具販売	有限会社オリヤマ	飯田市桐林1752-1	おりやま介護・福祉 トータルショップ	飯田市桐林1786-1	平成30年7月1日
訪問介護 介護予防訪問介護	サンクスクリエー ション合同会社	安曇野市穂高有明7398- 54	サンクスホームヘル プステーション	安曇野市穂高有明9990- 1	平成30年6月1日
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	株式会社モリキ	飯山市南町13-3	新駅南モリキ薬局	中野市西条吉原587-2	平成30年6月1日
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	株式会社 カワチ 薬局	栃木県小山市卒島1293番 地	カワチ薬局 佐久平 店	佐久市岩村田1763-1	平成30年6月1日
地域密着型通所介 護	エフビー介護サー ビス株式会社	佐久市長土呂159番地2	寄り合い処ふらっと 聖	佐久市長土呂174番地1	平成30年7月1日
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	有限会社フォレス ト	佐久市根々井921-5	大森薬局	佐久市根々井921-5	平成30年3月1日

地域福祉課

## 長野県告示第556号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定を受けた介護機関から名称、主たる事務所の所在地、事業所の名称又は所在地が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成30年10月18日

長野県知事 阿部 守一

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
					新	旧	
居宅介護 支援	長野県厚生農 業協同組合連 合会	長野市北石堂町 1177番地3	佐久総合病院 ケアマネジメン トセンター	佐久市原71番地5	佐久総合病院 ケ アマネジメン トセンター	長野県厚生農業協 同組合連合会のぞ わ居宅介護支援事 業所	平成29年 4月1日
居宅介護 支援	社会福祉法人 山形村社会福 祉協議会	東筑摩郡山形村 4520番地1	居宅介護サポ ートセンターい ちいの里	東筑摩郡山形村45 28番地3	東筑摩郡山形村 4528番地3	東筑摩郡山形村45 20番地1	平成28年 4月1日
訪問介護	社会福祉法人 山形村社会福 祉協議会	東筑摩郡山形村 4520番地1	ホームヘルパー ステーションい ちいの里	東筑摩郡山形村45 28番地3	東筑摩郡山形村 4528番地3	東筑摩郡山形村45 20番地1	平成25年 4月1日

地域福祉課

**長野県告示第557号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた介護機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成30年10月18日

長野県知事 阿部守一

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
訪問介護 介護予防訪問介護	社会医療法人恵仁会	佐久市中込1丁目17番8号	ヘルパーステーション野沢	佐久市野沢219番地17	平成30年7月31日

地域福祉課

**長野県告示第558号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年10月18日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
松本市大字原字小河清水503の1、504の1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第560号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年10月18日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
木曾郡南木曾町吾妻1089の28、1089の76から1089の81、1089の83から1089の85、1089の159、1089の161、1089の168、1089の169、1089の172、1135、1136、1231のノ
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第559号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年10月18日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
下伊那郡阿南町字和合2588
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

## 長野県告示第561号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年10月18日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
上水内郡小川村大字瀬戸川字宮之入15594の4、15600
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第562号

松本市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成30年10月18日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類  
公共測量（松本市基本図修正）  
地図情報レベル2500数値地形図データ整備
- 2 作業期間  
平成30年8月30日から平成31年3月8日まで
- 3 作業地域  
松本市

建設政策課

## 長野県告示第563号

長野県松本建設事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成30年10月18日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類  
基準点測量
- 2 作業期間  
平成30年9月18日から平成30年11月5日まで
- 3 作業地域

松本市、小県郡青木村、東筑摩郡筑北村

建設政策課

## 長野県告示第564号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定により長野県が実施する市町村道の改築工事は、次のとおりです。

平成30年10月18日

長野県知事 阿部 守一

路線名	工事区間	工事の種類	工事開始の日
一級村道 長野殿線	木曾郡大桑村大字長野2873番1地先から 木曾郡大桑村大字殿1156番2地先まで	道路改良	平成30年 10月18日

道路管理課

## 長野県木曾建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成30年11月1日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年10月18日

長野県木曾建設事務所長 米倉 剛

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中津川南木曾線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曾郡南木曾町吾妻1559番の5地先から 木曾郡南木曾町吾妻1548番の5地先まで	旧	5.7~27.7 m	0.3321 km
同上	新	10.7~27.7	0.3321

道路管理課

## 長野県須坂建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成30年11月1日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年10月18日

長野県須坂建設事務所長 勝野 由 拓

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 村山綿内停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
須坂市大字福島字七配932番の2地先から 須坂市大字福島字七配848番の3地先まで	旧	6.5~6.5	0.5931
同上	新	6.5~7.8	0.5931

道路管理課

長野県須坂建設事務所告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

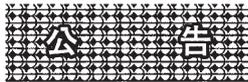
その関係図面は、告示の日から平成30年11月1日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年10月18日

長野県須坂建設事務所長 勝野由弘

- 1 路線名 村山綿内停車場線
- 2 供用を開始する区間  
須坂市大字福島字七配932番の2地先から  
須坂市大字福島字七配848番の3地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成30年10月18日

道路管理課



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成30年10月18日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
大桑ショッピングセンター  
木曾郡大桑村須原1101-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社マルトシ  
駒ヶ根市中央16-19
- 3 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
(株)マルトシ	午前9時	午後10時
(株)モリキ	午前10時	午後8時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
(株)マルトシ	午前9時	午後10時
(株)モリキ	午前9時	午後10時

- (2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	変更前	変更後
1	午前6時から午後6時まで	午前6時から午後6時まで
2	午前10時から午後6時まで	午前6時から午後9時まで

- 4 変更する年月日  
平成24年12月6日
- 5 届出年月日  
平成30年9月28日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所  
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県木曾地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間  
平成30年10月18日から平成31年2月18日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県木曾地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課  
創業・サービス産業振興室

公告

県営浅間池地区緊急耐震工事計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第4項において準用する第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日